

国民年金の保険料免除制度

広島南年金事務所 ☎253-7710

国民年金には、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除・猶予される制度があります。

平成25年度の免除などの受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月から平成26年6月までの期間を対象として審査します。申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月から平成25年6月分までの期間（前一年間分）についても申請することができます。7月に前一年間分の免除なども申請する場合は、申請書を2枚提出してください。申請は住民課（役場1階）で受け付けています。

申請に必要なもの◆年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証など（申請する年度または前年度において失業（退職）の事実がある場合）

国民健康保険税の納税通知書を送付します

税務課 Tel823-9204 ☎823-9627

平成25年度国民健康保険税の納税通知書と納付書（第1～8期）を、7月中旬に世帯主へ送付します。（口座振替納付の人には、納税通知書のみ送付します。）

★平成25年度の税率など（算定基準内容）

	医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護保険分
所得割	4.83%	1.54%	1.98%
資産割	12.65%	4.17%	6.04%
均等割	26,100円	8,000円	10,700円
平等割	18,500円	5,700円	5,800円
課税限度額	51万円	14万円	12万円

わたしたちの国保 高額療養費・限度額認定証、高齢受給者証、特定健診

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627

～医療費が高額になったとき～

高額医療費支給制度

同じ月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請によりその超えた部分が支給される制度です。

～70歳未満の場合～

	3回目まで	4回目以降※
上位所得者 (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯)	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその1%を加算)	83,400円
一般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算)	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

～70歳以上75歳未満の場合～

	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算) 4回目以降※は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※過去12カ月にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に該当となります。

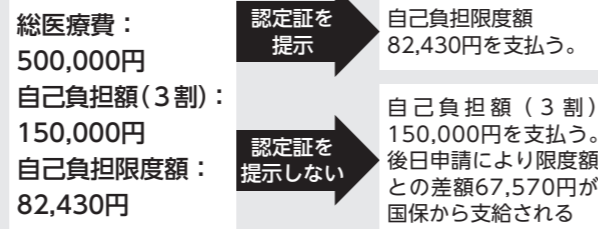
限度額適用・標準負担額減額認定証

上記の高額療養費の支給について、あらかじめ申請によって『限度額適用認定証』などの交付を受けた人は、医療機関の窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。

あわせて、住民税非課税世帯の方については、入院

時の食事代（標準負担額）が減額となります。

高額な外来診療や入院を予定している人で、この認定証が必要な人は、住民課（役場1階）で手続きをしてください。（国民健康保険税の滞納がある場合は発行ができません）



～限度額適用認定証の更新について～

限度額適用認定証は、毎年7月31日が有効期限となっています。

既に持っている人については、7月上旬に更新の案内を送付します。8月1日以降も必要な場合は、再度住民課（役場1階）へ申請してください。

～高齢受給者証を更新します～

70歳から74歳の国民健康保険被保険者には、8月1日からの新しい高齢受給者証を、7月下旬に送付します。新しい高齢受給者証は、茶色です。医療機関等にかかる際には、お手持ちの保険証（紫色）と2枚一組にして窓口で提示してください。

【7月の集団健診】
26日（金）、27日（土）：福祉センター
28日（日）：ひまわりプラザ



介護予防「二次予防事業（きらりん高齢者）」

長寿保険課 ☎823-9609

☎823-9627

介護予防とは？

介護が必要になることを未然に防ぎ、いつまでも自分らしく暮らせることをめざす取り組みのことです。

二次予防事業「きらりん高齢者」とは？

心身の機能や生活機能の向上が必要と判断された65歳以上の人について町では「きらりん高齢者」と呼びし、二次予防事業を実施します。（介護保険認定者は除きます）

★平成25年度の二次予防事業

サービス	対象	場所・時期	種類
おたっしや教室	筋力・体力が衰え、転倒に対する不安が強い人	福祉センター 9月頃～	専門スタッフの指導の下、ストレッチや機械を用いた運動を行うことで、足腰を中心とした筋力アップをめざします。
お口の健康教室	固いものが食べにくくなってきた人 口の渇きが気になる人	保健センター 10月～	歯科衛生士から個別指導を受け、体操などを行いながら、口腔機能の向上をめざします。
栄養改善教室	低栄養状態にある人など	保健センター 10月～	高齢者の生活にあった食事のアドバイスを、管理栄養士が個別に行います。

選定方法は？

一昨年実施した「介護保険・高齢者福祉に関するアンケート」や「基本チェックリスト」の内容によって判定しています。

事業の申し込み方法は？

下表の事業開始時期が近づくことと事業の利用が望ましい人に地域包括支援センターからご案内することがあります。事業の内容など、詳しくは長寿保険課へ問い合わせてください。

重度心身障害者

ひとり親家庭等

医療費支給制度

問い合わせ

（重度心身障害者）◆社会福祉課

☎823-9207

（ひとり親家庭等）◆こども課

☎823-9227

（共通）☎823-9627

～受給者証の有効期限は7月31日です～

現在受給中の人は、7月31日が有効期間満了日のため、更新手続きが必要です。対象者には今月上旬に更新申請書を送付します。

制度の種類	重度心身障害者医療費支給制度	ひとり親家庭等医療費助成制度
制度の内容	重度心身障がい者（児）に対して医療費の自己負担分を支給します。	母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭の世帯員に対して医療費の自己負担分の一部を助成します。
支給の資格要件	身体障害者手帳の1～3級所持者、療育手帳㉔、A、㉔の所持者	ひとり親家庭の父または母および児童
所得制限	障がい者本人とその配偶者、または扶養義務者の平成25年度（平成24年分）の所得が所得制限額未満であること。	平成25年度（平成24年分）の所得税非課税世帯であること。
これまで所得制限などにより受給できなかった人は…	新たに資格要件に該当すると思われる人は、所得制限額などについて社会福祉課に問い合わせてください。	平成24年分の所得税が非課税世帯の人や、転入、死別、離婚などにより新たに資格要件に該当すると思われる人は、こども課に問い合わせてください。

後期高齢者医療制度

外来および入院時の一部負担金・食事代の標準負担額の減額認定の申請について

長寿保険課

☎823-9609 ☎823-9627

【窓口負担限度額など】

負担割合	対象者	外来時の自己負担限度額（個人単位）	入院時の自己負担限度額（世帯単位）	入院時の1食当たりの食事代		入院時の1日当たりの居住費		町民税課税状況	減額認定証対象
				療養病床以外の入院	療養病床への入院	療養病床以外の入院	療養病床への入院		
3割	一定以上	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%] (多数該当：44,400円)	260円	460円	0円	320円	課税世帯	×
	一般	12,000円	44,400円						×
1割	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 (長期入院該当者は160円)	210円	0円	320円	非課税世帯	○
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	100円	100円	0円	0円	非課税世帯かつ各種所得の合計額が0円 ※公的年金の所得は控除額を80万円として計算	○